

世田谷区告示第 7 1 2 号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 1 4 年 3 月世田谷区規則第 4 5 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 1 0 月 1 4 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 0 月 1 4 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号

2 3 - D 1 1 3 - 0 8

2 変更の区間

世田谷区桜丘二丁目 2 6 3 6 番 7 7 から 2 6 3 6 番 1 2 の内まで

3 変更の区域

延 長 1 0 . 9 2 メートル

幅 員 0 . 0 8 メートルから 0 . 1 4 メートルまで

面 積 1 . 2 2 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 1 0 月 1 4 日

案内図

区管理道路線の区域編入部分（供用開始）

街区 桜丘二丁目3番

